# 旅行業務取扱料金表(国内旅行)

(旅行業法 第12条の4による取引条件説明書面)

この度は、当協会をご利用いただき誠にありがとうございます。

当協会ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱い料金を申し受けます。

#### 1. お申込金

ご旅行のお申込金として旅行代金の30%相当額以上をお預かりいたします。 なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。

### 2. 旅行取扱料金(手配旅行契約)

# (1) 取扱料金

ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行、確認発券(お客様がご自身でされたご予約を当協会の責任において 確認し、クーポン券類を発行すること)に対しましては、次の金額を申し受けます。

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20%以内(下限 1,650 円)	
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の 20%以内 (下限 550 円) (但し、同一施設に連泊の場合は1件とします。)	
	J R・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を 単独で手配する場合	運輸機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 1,100 円)	
	航空券を単独で手配する場合	1 人 1 区間につき航空運賃の 20%以内 (下限 1,100 円)	
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関1件1手配につき費用の 20%以内 (下限 1,100 円)	

- (注)「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含みます。
- (注)「観光券類の手配」とは、TDR、USJを除く、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配をすることをいいます。
  - (2) 取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消しのお申出があったときは、前項(1)及び次の金額を申し受けます。

	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	変更に関わる部分の変更前の旅行代金の 20%	
亦再夭结拟众	宿泊機関の予約変更	1 件 1 手配につき 550 円	
変更手続料金   	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約変更	1 件 1 手配につき 1,100 円	
	航空券の予約変更	1 人 1 区間につき 1,100 円	
	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	取消にに関わる部分の旅行代金の 20%	
取消手続料金	宿泊機関の予約取消	1 件 1 手配につき 550 円	
以付于	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約取消	1 件 1 手配につき 1,100 円	
	航空券の予約取消	1 人 1 区間につき 1,100 円	

- (注)運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。
- (注)○全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。

また、手配の一部が終了している場合は、その割合に応じ取扱料金を申し受けます。

○通信連絡に関する実費(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

# 3. 旅行相談料金(旅行相談契約)

	和参数	(1)旅行計画作成のための相談	基本料金(30 分まで 3,300 円)と以降 30 分ごとに 2,200 円		
		(2)旅行計画の作成	1 件につき 3,300 円		
相談料金       	(3)旅行に必要な費用の見積	1 件につき 3,300 円			
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	1 件につき 2,200 円			

(注)上記相談料金は、当社の旅行業者代理業では対象外です。

# 4. 添乗サービス料金

お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

添乗サービス料金	添乗員1名1日につき 33,000 円
----------	---------------------

(注)添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。

# 5. 通信連絡料金

						_
ı	通信連絡料金	お客様の依頼により、	特別又は緊急に手配	・変更・取消のため連絡した場合	1 件につき 550 円	

(注) 通信実費は別途申し受けます

# 上記 2. 旅行業務取扱料金 3.旅行相談料金 4. 添乗サービス料金 5. 通信連絡料金には消費税が含まれております。

(令和2年12月1日改正)